

お客様への販売・勧誘にあたって

勧誘方針

■ 金融商品の販売等の際して、各種法令等を遵守し適正な販売に努めます。

- ・販売等にあたっては、保険業法・金融商品取引法・消費者契約法・及び金融商品の販売等に関する各種法律・法令を遵守して参ります。
- ・お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。

■ お客様の金融商品に関する知識・経験・契約目的・財産の状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた金融商品の販売に努めます。

- ・保険販売等においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、適切で最大限配慮した商品設計・販売勧誘活動を行って参ります。
- ・お客様のご経験、ご契約目的、財産の状況等を勘案し十分把握したうえで商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- ・お客様に関する情報については、適切な取り扱いを行い、権利・利益の保護に配慮して参ります。

■ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らしお客様にご理解いただけるよう常に努力して参ります。

■ お客様のご意見等の収集に努め現状を把握し、お客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・保険契約について、万が一保険事故が発生した場合には、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・お客様の様々なご意見の収集に努め、その後の金融商品等の販売に活かして参ります。

2024年4月1日
株式会社 ホンダカーズ徳島